

業務概要書

1 件 名

ビジネス創造コンテスト 運営等業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

品川ビジネスクラブ指定場所

4 事業内容

(1) 募集区分

ア 一般枠：募集テーマに沿ったビジネスアイデアをお持ちの方

イ 区民枠：品川区在住・在学の小学生以下の児童（小学生の部）、および中学生・高校生（中高生の部）

(2) 全体スケジュール（予定）

契約締結日～8月下旬	実施要領作成
令和7年10月～11月下旬	参加者公募
令和7年12月上旬	1次審査（書類審査）
令和8年1月中旬	2次審査（面接審査）
令和8年2月6日	最終審査（プレゼン審査）・表彰式
受賞企業決定後	受賞者のフォローアップ

5 委託業務の提案内容

(1) アイデア創造コンテストの企画提案

以下の項目について提案すること。

①事業名（本コンテストの名称変更も可とする。）

②募集テーマ

③応募方法

④各賞（副賞・企業特別賞等）の概要

⑤受賞者特典の概要

⑥協賛・協力企業

⑦審査員（人数・候補者等）

⑧全体スケジュール

※目的に沿った内容とすること。

(2) 事業の広報・周知

創業者、ベンチャー企業、中小企業、教育機関、金融機関、ベンチャーキャピタル、

投資家、その他支援機関等への周知を行うこと。

ア アイデアプラン応募勸奨

一般枠 200 件以上、区民枠 100 件以上の応募を目指すこと。

イ アイデアプラン募集広告

特設HPを開設し、本事業の広報・周知を行うこと。

・令和7年10月1日 ページ公開

・規格 参考 URL <https://www.shinagawa-businessclub.jp/bsc/>

・「募集開始」「過去の受賞者コメント」「ファイナリスト決定」「最終結果」を更新することとし、掲載内容については事前に甲と協議すること。

ウ コンテストのポータルサイトへの登録

・募集要領の内容を「登竜門（株式会社 JDN 千代田区神田東松下町 41-1 H¹0b 神田 306）」へ登録すること

・令和7年10月1日 ページ公開

・規格 参考 URL <https://is.gd/PpDLNo>

エ 受賞結果公表

・アイデアプラン発表会后1週間以内に、特設HPに結果を公開すること、また、発表会后2週間以内に、最終審査（プレゼン審査）・表彰式の配信内容の動画を公開すること。

(3) PR用印刷物作成および発送

ア チラシ作成

令和7年9月20日までに以下の仕様で作成したチラシを作成すること。

(ア) 一般枠

A4判両面 フルカラー印刷 紙質：上質 90kg 3,000 枚 100 枚合紙

段ボール梱包 ※テーマに沿った内容を反映したデザイン制作を行い、甲にデータを納品すること。

(イ) 区民枠

A4判両面 紙質：上質 70kg 20,000 枚程度（予定）

表面：4色カラー 裏面：1色(K:黒)、オプション：合紙（100枚単位）

イ チラシの封入・発送

在庫は一旦乙が保管し、発送先・枚数は甲乙協議の上で決定する。

<区民枠 発送先想定>

区立小・中学校・義務教育学校約 50 校、都立高校・私立高校 20 校、公的施設約 40 施設

(4) 申込みフォームの作成

ア 令和7年10月1日（火）AM9時に公開とすること。

イ 規格フォームには以下の項目を設定すること。

・「会社名（学校名）」

・「会社名（学校名）フリガナ」

- ・「応募者名（グループで応募の場合は代表者）」
- ・「応募者名フリガナ」
- ・「住所（郵便番号、都道府県、市区町村・番地、建物名・部屋番号）」
- ・「電話番号」
- ・「メールアドレス」
- ・「アンケート（本件を何で知ったか、本件に期待すること等）」
- ・「アイデア名」
- ・「応募アイデアデータ（PDF 形式）」

ウ 区民枠についても、申込フォームを作成すること。区民枠については紙で記入した内容をデータで送信できるようにするとともに、Word 等のデータファイルおよび動画による応募にも対応すること。

エ 応募書類については、厳正に保管すること。紙媒体で届いたものについてはPDF 化すること。紙媒体・データ共に、到着順に「番号、アンダーバー、学年、学校名、氏名」に名前を変更し保存すること。合わせて、一覧表を作成し、事務局に提出すること。

（５）審査会の実施

ア 一般枠

（ア）事前審査

- ・審査方法を甲乙協議の上実施し、１００件程度まで絞り込み

（イ）１次審査

- ・令和７年１２月上旬予定
- ・審査員による書類審査を実施。２０件に選定

（ウ）２次審査

- ・令和８年１月中旬予定
- ・審査員により面接審査を実施し、１０件に選定

※実施については、オンラインか対面のどちらかで実施する。

オンラインの場合は、オンライン会議URL 発行等の準備を、対面の場合は会場の確保などを実施すること。

（エ）最終審査会

- ・令和８年２月６日（金）
- ・会場：大崎ブライトコアホール（SHIP ３階）
- ・審査員により、最優秀賞以下、別に定める賞の受賞者を決定する。

※審査委員への茶菓子および飲料を用意すること。

イ 区民枠

（ア）事前審査

- ・審査方法を甲乙協議の上実施し、５０件程度まで絞り込み

（イ）１次審査（事務局審査）

- ・令和７年１２月上旬予定

- ・審査員により、採点実施

(ウ) 最終審査（事務局審査）

- ・令和8年1月中旬予定

- ・1次審査の採点を元に最優秀賞以下、別に定める賞の受賞者を決定する。

ウ 共通事項

(ア) 審査事務（審査基準等の作成、審査員の選定、審査員への連絡、各審査会の進行、応募者への結果通知および次回の審査会の連絡等）は、乙が行う。ただし、詳細は協議の上決定する。

(イ) 審査時に使用する物品等については、原則乙が準備する。

(6) 最終審査会・受賞者選定・表彰式

日時：令和8年2月6日

ア イベント準備等

大崎ブライトコアホール（品川区北品川 5-5-15 大崎ブライトコア 3 階）で必要となる備品（掲示物、各賞のパネル、投影用プロジェクター、スクリーンおよび配信機材等）を手配すること。また交流会は、立食形式（100 名分）とし、茶菓子および飲料を手配すること。なお、借り上げは甲が対応する。

イ 当日の進行等

(ア) タイムスケジュールや台本および受付補助ならびに来場者誘導等に必要な人員計画を事前に作成し、承認を得ること。

(イ) 同規模のイベントにおける司会経験がある者を基準に、司会を選定すること。

(ウ) 来場者の席次および各席に掲示する名前ラベルを作成すること

(エ) 審査員および司会者等への謝金の支払いを行うこと。

(オ) 審査員の評価が出そろった際の回収・集計、審査票への記載、得点表の作成および司会への報告を実施すること。

(カ) 写真撮影を実施し、参加者にデータで配付すること。

ウ 受賞者表彰

一般枠、区民枠の各受賞者に贈呈するパネルを手配し、最終審査（プレゼン審査）・表彰式の2週間前までに納品すること。

エ 映像配信等業務

- ・発表会実施の模様を、インターネットを活用してオンライン配信すること。

- ・オンライン配信した映像を加工し、動画ファイルとして納品すること。

※詳細な仕様については、甲乙協議の上決定する。

オ 周知広報

本コンテストの開催について、想定される来場対象者に周知広報を行うこと。

<来場対象者>

創業者、ベンチャー企業、中小企業、教育機関、金融機関、ベンチャーキャピタル、投資家、その他支援機関等

カ 審査会全体管理

受付、資料配布、来場者等誘導、スケジュール管理等および受賞者への副賞の手配を行うこと。

(7) 業務完了報告書の作成

委託業務完了後、速やかに本仕様書に基づく業務の実施内容等について、報告すること。

6 その他留意事項

- (1) 本業務は、契約後速やかに着手し、委託期間終了までに完了すること。
- (2) 乙は、常に甲と密接な連携を図り、甲の意図について熟知の上、業務に着手し、効率的な進行に努めること。
- (3) 本業務の遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項ならびに本仕様書に明記していない事項については、甲との協議により業務を進めること。
- (4) 乙は、本業務を通じて知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託期間終了後もその守秘義務を遵守すること。
- (5) 乙は、本業務を一括して第三者に委託することはできない。
- (6) 本業務により得られた成果物は、甲に帰属する。
- (7) 各事業の実施に当たり、事前に担当者と綿密な調整・協議を行うこと。

7 業務委託料

- (1) 甲は、本契約に基づき、乙に対し、業務委託料を支払う。
- (2) 甲は、本契約が本契約期間中に終了した場合（甲の帰責事由により終了した場合を含む）には、前項の額に当該終了時までになされた個別業務の履行割合を乗じた金額を、業務委託料として乙に支払う。但し、その終了が乙の責めに帰すべき事由によるときは、委託料は発生しない。

8 支払い方法

- (1) 甲は、前条に定める業務委託料を、本契約に定める支払期日までに、乙の指定する銀行口座へ振込み送金する方法により支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。
- (2) 甲が前項の業務委託料の支払を怠った場合、甲は、支払期日の翌日から完済に至るまで法定利率の割合による遅延損害金を支払う。

9 支払期日

本契約締結後、適法な請求書に基づき30日以内に概算払いにより支払うものとする。

10 再委託について

- (1) 乙は、甲の事前の承諾なく、個別業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。
- (2) 乙は、再委託先が本契約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、再委託先

に対して本契約上の乙の義務と同等の義務を負わせ、再委託先による業務の実施等一切の行為に関して、乙が為したものとして、甲に対し一切の責任を負う。

11 秘密保持義務

(1) 乙は、個別業務の遂行により知り得た甲の営業上または技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持し、甲の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示または漏洩してはならず、また個別業務の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。なお、秘密情報の開示の方法は、書面、口頭、フロッピーディスク・CD-ROM等の電磁的媒体等その態様を問わない。

(2) 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しない。

ア 開示を受けた際、既に公知となっている情報

イ 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

ウ 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

エ 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

オ 甲から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

(3) 第1項の規定にかかわらず、乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、甲の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。

ア 乙が、個別業務の遂行に必要な範囲で、自己または関係会社の役職員に対して、秘密情報を開示する場合。但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令または契約に基づき負担する場合に限る。

イ 乙が、弁護士、公認会計士または税理士等に対して、必要な範囲で秘密情報を開示する場合。但し、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令または契約に基づき負担する場合に限る。

ウ 乙が、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所または金融商品取引所により秘密情報の開示を要求または要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、乙は、甲に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならない。

12 個人情報の保護

(1) 本契約における個人情報とは、甲および乙が個別業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。

(2) 甲および乙は、個別業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法および本契約の定めを遵守して、個別業務の目的の範囲において個人情報を取り扱い、個別業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。

(3) 甲および乙は、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、盗難、改ざん

漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、甲および乙は、個人情報、個別業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。

- (4) 甲および乙において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

13 損害賠償責任

甲または乙は、本契約および個別契約（以下「本契約等」という。）に関して相手方に損害（弁護士費用、逸失利益を含む間接損害、特別損害を含むが、これに限られない。）を与えた場合、これを賠償する責任を負う。

14 不可抗力

甲および乙は、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力による本契約等の全部または一部の不履行につき、その責任を負わない。

15 解除

- (1) 甲または乙は、相手方が本契約等のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約等の全部または一部を解除することができる。但し、その期間を経過した時における本契約等の違反が本契約等および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (2) 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には何らの催告を要しないで直ちに本契約等の全部または一部を解除することができる。但し、当該事由が解除を行う当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。

ア 本契約等に定める条項につき、重大な違反があった場合

イ 債務の全部、または一部の履行が不能であるとき、または相手方がその債務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部の履行不能の場合は当該一部に限る

ウ 債務の一部の履行が不能である場合または相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき

エ 本契約上、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をせずその時期を経過したとき

オ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき

- カ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、若しくはこれらの申立を行ったとき、または私的整理の開始があったとき
- キ 支払停止、支払不能に陥ったとき
- ク 自ら振出しまたは裏書した手形・小切手が一度でも不渡りとなったとき
- ケ 資本減少、主要な株主または取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響をおよぼす事実が生じたとき
- コ 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき
- サ 解散し、または事業を廃止したとき
- シ 信用の失墜またはその資産の重大な変動等により、甲乙間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき
- ス 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、またはその所在が不明になったとき
- セ 監督官庁から事業停止処分、または事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
- ソ その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき

(3) 前項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

16 反社会的勢力の排除

(1) 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証する。

自らまたは自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと

(4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと

(6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

(7) 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

(8) 甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が、反社会的勢

力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をした場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約等を解除することができる。

(9) 前項の規定により本契約等が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償する。

(10) 第 3 項の規定により本契約等が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

17 契約終了時の措置

乙は、本契約が終了した場合（終了理由の如何を問わない。）であっても、甲の求めがある場合、甲または甲の指示する者に対して、個別業務に係る事務の引継ぎ等を行う。

18 協議解決

本契約等に定めのない事項が生じた場合および本契約等の内容の解釈に疑義または相違が生じた場合、甲および乙は、お互い誠意を持って協議し、その解決を図る。

19 その他

本仕様書に定めのない事項および解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙が各記名押印の上、各 1 通を保管する。

20 連絡先

一般財団法人品川ビジネスクラブ 担当:助川

電話 5449-6557（直通） FAX 5449-6558